

規約改定のポイント

・研究会活性化を目的に、非会員であっても、関連・関心のある方には参加して頂けるよう非会員の参加規定を追加。

・退会規約の追加

入会に関して、幹事会にて研究機関や公的機関名など、ある程度限定した方が良いのではとのご意見があった。元々、入会には幹事の推薦かつ幹事会の承認が必要と、かなりハードルが高いため、入り口は変更せず、会に不利益を発生させるような方が、入会してしまった場合に備え、退会規定を設定。また、非会員の研究会参加を可能とするために、細則を新しく規定した。

・細則の追加

規約第 11 条「その他本会の運営に関して必要な事項は規則細則でこれを定める。」に基づき、細かな運営に関する規則は細則に追加。

－研究会開催に関する細則

非会員の参加事項を定めるのに伴い、研究会開催、当番世話人の役割、会員・非会員の参加資格について定めた。非会員が参加するためには、事前申し込み・会員からの紹介・幹事会の承認を必要としており、いわゆる一般の方や奇特な方が突然参加することができないようにした。

－会費・参加費の支払いに関する細則

事務局の管理上、会費と参加費に関する細則を定めた。

－幹事会開催に関する細則

これまでも、メールにて様々な事項の議決を幹事会で行ってきましたが、これに関して正式な決まりごとがあるわけではなかったので、細則として明文化した。

改正前	改正後	コメント
<p>(事務局)</p> <p>第 8 条 本会の事務局は次の場所におく。</p> <p>千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学法医学教室内</p>	<p>(事務局)</p> <p>第 3 条 本会の事務局は次の場所に置く。</p> <p>千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学法医学教室内</p>	<p>第 6 条 (旧第 4 条第 3 項) に「事務局」という用語が出てくるため、それより前に事務局に関する規定を記載</p>
<p>(事業等)</p> <p>第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。</p> <p>(1) 研究会の開催および研究成果の発表</p> <p>(2) 出版物の編集、刊行</p> <p>(3) 調査研究計画の立案および実施</p> <p>(4) 会員研究者ならびに内外の学会との連絡、交流および協力促進事業</p> <p>(5) その他本会の目的にとって適當と認められる事業</p>	<p>(事業等)</p> <p>第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、以下の活動を行う。</p> <p>(1) 研究会の開催および研究成果の発表。 開催の詳細は細則で定める。</p> <p>(2) 出版物の編集、刊行</p> <p>(3) 調査研究計画の立案および実施</p> <p>(4) 会員ならびに国内外の学会との連絡、交流および協力促進事業</p> <p>(5) その他本会の目的にとって適當と認められる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条項番号を修正 ・研究会開催細則の文章の追加 ・会員研究者の表現が分かりづらいため、シンプルに会員に修正
<p>第 4 条 死因究明・個人識別等法医学システムを研究する者は本会の会員となることができる。</p> <p>2 大学所属の学生は学生会員になることができる。</p> <p>3 本会に入会しようとする者は幹事 1 名の推薦状を添えて事務局に入会の申込みを行い、幹事会で入会審査を経て承認されなければならぬ。なお、幹事会は次</p>	<p>第 5 条 死因究明・個人識別等法医学システムを研究する者は本会の会員となることができる。</p> <p>2 学生の会員を学生会員、それ以外の会員を正会員という</p> <p>3 会員は研究会等本会の事業に参加し、総会に出席することができる。 参加資格に関する詳細は細則で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員の定義を追加 ・大学の場合、防衛大学校や専門学校が含まれなくなるため、“大学所属の～”を削除 ・参加資格に関する細則の文章を追加 ・第 3 項は新設第 6 条第 1 項に移行 ・条項番号を修正

<p>の総会でその旨を報告する。</p> <p>4 会員は研究会等本会の事業に参加し、総会に出席することができる。</p> <p>5 正会員は総会における決議権を有する。</p>		
	<p>(会員資格)</p> <p>第 6 条 本会に入会しようとする者は幹事 1 名の推薦を添えて事務局に入会の申し込みを行い、幹事会で入会審査を経て承認されなければならない。なお、幹事会は次の総会でその旨を報告する。</p> <p>2 会員は、事務局へ退会する旨を通知し事務局が承諾の通知を発したとき、会員資格を喪失する。</p> <p>3 会員の行為が本会にとって著しく不利益を生じる場合もしくは会員が本会にふさわしくないと判断された場合は、当該会員の処遇について幹事会で協議し、総会に審議を諮る。総会で除名案が可決された場合は、当該会員は会員資格を失う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入退会の規定を含む、“会員資格”の条項を追加 ・現状の運営に即し、“推薦状”→“推薦”に変更（旧第 4 条第 3 項）
<p>第 5 条 会員は原則として毎回の総会時に以下に定める会費を納入するものとする。</p>	<p>第 7 条 会員は原則として毎回の総会時に以下に定める会費を納入するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号を修正
<p>(役員)</p> <p>第 6 条 第 3 条の事業等の</p>	<p>(幹事及び顧問)</p> <p>第 8 条 第 4 条の事業等の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条項内における単語と統一（役員→幹事・顧問）

<p>活動は、幹事会が行う。</p> <p>2 幹事会は 15 名程度の幹事および数名の顧問により構成する。</p> <p>3 幹事の選出は幹事会で行い、総会の出席者の過半数で議決する。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の幹事が選任されていない場合は、引き続き前任者がその任にあたる。</p>	<p>活動は、幹事会が行う。幹事会開催に関する詳細は細則で定める。</p> <p>2 幹事会は 15 名程度の幹事および数名の顧問により構成する。</p> <p>3 幹事の選出は幹事会で行い、総会で議決する。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、引き続き前任者がその任にあたる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会開催に関する細則の文章を追加 総会の議決数は、(新)規約第 9 条に記載があるので削除 文言を本来の意味に修正(幹事→役員)
<p>(総会)</p> <p>第 7 条 本会は原則として毎年 1 月から 3 月に総会を行う。</p> <p>2 総会および研究会の開催者、開催場所および開催方法は幹事会が決定する。</p> <p>3 幹事の過半数が必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 以上の請求ある時は、会長は臨時総会を開かなければならない。</p> <p>4 総会が成立するためには、全会員数の 3 分の 1 の出席を要する。ただし、受任者を明記した委任状を出席の代わりとすることができます。その場合は、議決に加わることはできない。</p> <p>5 総会は次の事項を議する。</p> <p>(1) 本会の活動</p>	<p>(総会)</p> <p>第 9 条 本会は原則として毎年 1 月から 3 月に総会を行う。</p> <p>2 総会および研究会の開催者、開催場所および開催方法は幹事会が決定する。</p> <p>3 幹事の過半数が必要と認めた時、または正会員の 5 分の 1 以上の請求ある時は、会長は臨時総会を開かなければならない。</p> <p>4 総会が成立するためには、正会員数の 3 分の 1 の出席を要する。ただし、受任者を明記した委任状を出席の代わりとすることができます。その場合は、議決に加わることはできない。</p> <p>5 総会は次の事項を議する。</p> <p>(1) 本会の活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条番号を修正 臨時総会の成立、総会の成立・議決権は、正会員であることに修正 文言の修正

<p>(2) 会員・幹事の人事 (3) 会計収支報告 (4) その他総会が必要と認めた事項</p> <p>6 総会の議決の原則は出席者の過半数とする。</p> <p>7 会長は研究会に対し、総会で事業に関する報告をしなければならない。</p> <p>8 事務局長は研究会に対し、総会で会期中の会計収支ならびに次年度予算報告をし、承認を得なければならぬ。</p> <p>9 会計監査は会計収支報告前に会計監査を実施し、総会で報告しなければならない。</p>	<p>(2) 幹事・会員・顧問の人事 (3) 会計収支報告 (4) その他総会が必要と認めた事項</p> <p>6 総会の議決の原則は出席している正会員の過半数とする。</p> <p>7 会長は会員に対し、総会で事業に関する報告をしなければならない。</p> <p>8 事務局長は会員に対し、総会で会期中の会計収支ならびに次年度予算報告をし、承認を得なければならぬ。</p> <p>9 会計監査は会計収支報告前に会計の監査を実施し、総会で報告しなければならない。</p>	
<p>第 9 条 本会が管理する会員の情報は以下の目的の他にこれを利用しない。</p> <p>(1) 事業実施および総会運営にかかる事務 (2) 会費請求等にかかる事務</p>	<p>第 10 条 本会が管理する会員の情報は以下の目的の他にこれを利用しない。</p> <p>(1) 事業実施および総会運営にかかる事務 (2) 会費請求等にかかる事務</p>	条番号を修正
<p>第 10 条 本会の規約の改廃は、総会の出席者の過半数で議決する。</p>	<p>第 11 条 本会の規約の改廃は、総会に出席している正会員の過半数で議決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号を修正 ・議決権は正会員であることに修正
<p>(その他)</p> <p>第 11 条 その他本会の運営に関して必要な事項は規則細則でこれを定める。</p> <p>2 規則細則は、会長が総会</p>	<p>(その他)</p> <p>第 12 条 その他本会の運営に関して必要な事項は細則でこれを定める。</p> <p>2 細則は、会長が総会に提</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号を修正 ・規則細則を細則に修正 ・議決権は正会員であることに修正

に提出し、総会の出席者の過半数で議決する。 3 本規約に定めのない事項については、幹事会の議をもって定める。	出し、総会に出席している正会員の過半数で議決する。 3 本規約に定めのない事項については、幹事会の議をもって定める。	
附則（令和 6 年 3 月 10 日） 防衛医科大学	附則（令和 6 年 3 月 10 日） 防衛医科大学校	所属名を修正
	附則（令和 6 年 10 月 1 日） 千葉大学 岩瀬博太郎（会長） 東京科学大学 櫻田宏一（会計監査）	岩瀬先生・櫻田先生の所属を修正